

串間市近距離観光情報発信業務に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和7年6月

串 間 市

募 集 要 項

1 業務名称

串間市近距離観光情報発信業務

2 業務の目的

串間市では、都井岬観光交流館や高松キャンプ公園、道の駅くしま、宿泊施設TOIGLAMといった新たな観光施設の整備が完了したところである。また、東九州自動車道清武南IC～日南東郷ICの開通や都城志布志高規格道路の全線開通など、串間市への交通アクセスが推進したことから、今後、鹿児島・宮崎の近隣客層へのさらなる効果的な重点PRが必要となっている。

この業務は、近距離に向けて観光・特産品情報を発信し、本市への誘客及び市内観光地の回遊性を増進させることを目的とする。

3 業務の期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

別紙1「串間市近距離観光情報発信業務委託仕様書」に示す項目について実施する。

その他、業務の目的達成に有益な独自の項目を追加することも可能とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、法人格を有する者で、以下のA又はBの条件に該当する者とする。また、前述の条件を満たす複数の法人による共同企業体での提案も可とするが、その場合には代表となる法人を定めること。

A. 串間市へ広告業務の入札指名願いを提出している者

B. 以下に掲げるすべての要件を満たす者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- ③ 国税、県税及び市税等を滞納していないこと。
- ④ 過去に国や地方自治体等において、本業務と同等又は類似した業務受託実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持つ者でないこと。
- ⑥ 団体の主な活動目的が、宗教活動や政治活動、選挙活動でないこと。

- ⑦ この募集要項の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国や地方自治体等から指名停止の措置を受けていないこと。

6 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年6月27日	公募開始
令和7年6月27日～7月4日	質疑受付期間
令和7年7月7日～7月9日	質疑回答
令和7年7月11日	参加申込書類の提出期限
令和7年7月22日～7月25日	第2回選定委員会（書面） 参加表明書審査
令和7年8月1日	企画提案書類の提出期限
令和7年8月6日	プレゼンテーション及び審査
令和7年8月7日以降	受注者決定
令和7年8月中旬	委託契約

7 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- 1) 質問方法：質問書（様式1）を記入した上で、下記メールアドレス宛に送信するものとする。
- 2) メールアドレス：kanko@city.kushima.lg.jp
- 3) メールの件名：串間市近距離観光情報発信業務質問書（事業者名）
- 4) 質問受付期間：令和7年6月27日（金）から7月4日（金）17時15分まで

② 質問の回答

質問事項への回答は、令和7年7月9日（水）までに電子メールで回答する。

なお、質問の内容及びその回答内容については、市ホームページに掲載する。

（2）審査に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下の書類を末尾記載の事務局まで提出すること。

① 参加申込書類（提出期限 令和7年7月11日（金）まで）

●「5 参加資格」のAに該当する者

- ・参加表明書（様式2）
- ・業務実績書（様式4）

●「5 参加資格」のBに該当する者

- ・参加表明書（様式2）
- ・業務実績書（様式4）
- ・会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）
- ・誓約書（様式3）
- ・納税証明書等

国税（税務署が発行する納税証明書（その3の3法人税と消費税及び地方消費税））、
県税及び市税（市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合）の滞納がない
ことを証明する書類 ※提出日の直近3ヶ月以内のもの。※写し可。

- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別紙2）

② 企画提案書類（提出期限 令和7年8月1日（金）まで）

1) 企画提案書（A4判：様式任意）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ・提案する番組の視聴率・視聴層を記載すること。また、放送時間や取り上げる観光地
など、内容がわかるように作成すること。

2) 業務行程表（A4判：様式任意）

3) 見積書（内訳書添付）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

※ 提出部数 正本1部、副本7部（副本は複写でも可）

4) 提案金額の上限

- ・提案金額は4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（3）本プロポーザルの全般に係る留意事項

- ① 参加希望者1法人につき、提案は1件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 本プロポーザルに係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すために、公表する
ことがある。
- ⑤ 提出された書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるもの
とする。
- ⑥ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出する
こと。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不
備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
 - ・参加資格を満たさない者から提出された場合
 - ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - ・上限額を超える金額を提案した場合

- ・この募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又はその関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ・その他、法令違反の行為があり審査結果に影響を与えられる恐れのある場合

(4) 受注者の決定

① 評価

- 1) 評価は企画提案書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。市が設置する選定審査委員会が評価基準表（別紙3）により審査を行い、優先交渉権者（及び次点者）を選定する。プレゼンテーションは対面式又はオンライン形式で実施するものとする。なお、オンライン形式での実施を希望する場合は、企画書提出時に事務局へ申し出ること。

※プレゼンテーションは、事前に提出された企画書の説明と、これを補完する内容に限ります。プレゼンテーション当日に、提出済みの企画書と異なる内容の追加提案や資料の提出等は認めません。

※プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分を1者のプレゼン時間とします。

※プレゼンテーション当日のスケジュールについては、前日までに事務局より通知します。

- 2) 選定審査委員会の委員（委員長を含む、以下「委員」という。）1名あたり、100点満点による評価とする。ただし60点を基準点として、委員の過半数の評価が基準点に満たない場合は失格とする。

② 評価項目

別紙3「評価基準表」のとおり。

③ 優先交渉権及び交渉順位の決定

- 1) 選定審査委員会は、各委員の採点において最高得点とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。最高得点とした委員の数が同じ場合には、各委員の採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。各委員の採点の合計点が同じ場合においては、選定審査委員会の合議により優先交渉権者を決定するものとする。
- 2) 参加希望者が1事業者のみの場合は、委員の過半数の評価が基準点を満たしている場合に限り、当該事業者を優先交渉権者に決定する。
- 3) 審査結果は、選定後速やかに全参加事業者に対し「串間市近距離観光情報発信業務委託プロポーザル審査結果通知書（様式6）」により文書をもって通知する。なお、点数等の開示は行わないものとする。
- 4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

④ 受注者の決定

市は、③で決定された優先交渉権者と協議を行い、随意契約の手続きを行うものとする。なお、当該交渉が不調のときには、③により選定された次の順位者と随意契約の協議を行うものとする。

8 事務局（問合せ先）

〒888-8555 串間市大字西方5550番地

串間市役所商工観光スポーツランド推進課 担当：吉國

電話：0987-55-1126（内線268） FAX:0987-72-6727

Email: kanko@city.kushima.lg.jp

串間市近距離観光情報発信業務委託仕様書

1. 業務名

串間市近距離観光情報発信業務

2. 業務の目的

串間市では、都井岬観光交流館や高松キャンプ公園、道の駅くしま、宿泊施設TOIGLAMといった新たな観光施設の整備が完了したところである。また、東九州自動車道清武南IC～日南東郷ICの開通や都城志布志高規格道路の全線開通など、串間市への交通アクセスが推進したことから、今後、鹿児島・宮崎の近隣客層へのさらなる効果的な重点PRが必要となっている。

この業務は、近距離に向けて観光・特産品情報を発信し、本市への誘客及び市内観光地の回遊性を増進させることを目的とする。

3. 委託の期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

4. 業務の内容

以下の業務について実施する。

(1) テレビ取材広告（串間市全域）

- 道の駅くしま、都井岬観光交流館パカラパカ、高松キャンプ公園及び串間温泉いこいの里等の観光施設の他、体験型観光メニュー「串間エコツーリズム」等を題材とし、市内の観光地への誘客と観光地間の周遊が効果的に行われるよう、テレビ取材広告を実施する。

(2) 情報発信を実施するエリアについて

- 情報発信を実施するエリアは、交通インフラ（都城志布志高規格道路、東九州自動車道「清武南～日南東郷」間）整備による誘客促進が期待される、宮崎県及び鹿児島県等の近隣地域とする。

(3) 情報発信の時期について

- 情報発信の時期については、①年内の誘客を図るため9月～10月頃、②春季の誘客を図るため2月～3月上旬頃の2回に分けて発信することとする。

(4) 特産品の紹介

- 本市のふるさと納税返礼品に選定されている特産品などのさらなる認知度向上を図るため、グルメ情報と併せて発信する。

(5) その他串間市の認知度向上に寄与する情報発信

- 市全体の認知度向上を図るため、(1) から (4) の業務以外にも、SNS など様々な媒体を活用して情報発信を行うことも可能とする。

5. 業務完了報告

業務完了後速やかに、①実績報告書、②テレビ取材広告の放送映像を提出すること。

※②の映像については、記録用として串間市において保管するもの。

6. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次串間市と連絡調整を行う。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに串間市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

以上

串間市近距離観光情報発信業務委託プロポーザル評価基準表

	分野	審査項目	評価の着眼点
1	業務実施体制	類似業務の経験数	過去の実績や活動状況から受託能力があり、知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか。
2	提案内容	テレビ取材広告の放送地域	鹿児島県、宮崎県への広告割合が適当か。 (提案内容が市内への誘客を図るために効果的な割合となっているか。)
3		テレビ取材広告のターゲット	提案放送枠の視聴率・視聴者層、放送時間が市内への誘客を図るために効果的か。
4		テレビ取材広告の内容	取材番組について、市内観光施設や体験メニュー、特産品(ふるさと納税返礼品等)との相性が合致しているか。
5		テレビ取材広告の実施時期	・実施時期は仕様書に沿っているか。(①9～10月、②2～3月の2回放送) ・誘客促進に効果的なタイミングとなっているか。
6		その他の情報発信	SNSなどの様々な媒体を活用し、串間市全体の認知度向上が図られる提案となっているか。
7		地域理解度	串間市の地域の特性及び観光スポットの特性を十分に理解し、それを踏まえた提案となっているか。